

特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の許可に係る 雨水浸透阻害行為に関する工事着手後の注意点

○計画に変更が生じた場合

法第37条に基づき、以下の事項を変更しようとする場合、**「変更許可申請(協議)書」**の提出が必要です。

- ①雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下、「行為区域」という)の位置、区域及び規模
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- ③雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため、自ら施工しようとする工事(以下、「対策工事」という)の計画
- ④その他国土交通省令で定める事項

ただし、変更内容が軽微な変更のみ(**着手予定日及び完了予定日の変更**)の場合は、許可申請は不要ですが、軽微な変更とみなし、**「変更届出書」**の提出が必要です。

※添付書類は、変更が発生する書類の「変更後」と「変更前」とし、変更箇所がわかるよう明記してください。

○計画を廃止する場合

法第38条に基づき、「工事廃止届出書」の提出が必要です。

○工事が完了した場合

法第38条に基づき、「工事完了届出書」の提出が必要です。

○完了届出書を受理した場合

県による工事完了の検査を行います。

※1 工事が完了した場合、必ず県による検査を受けてください。法に基づく検査は、各市町村や民間の検査機関が実施する開発や建築確認の検査とは異なります。

※2 上記の申請や届出がされなかった場合、法に基づく罰則の対象となります。

手続きに関する詳細情報は、埼玉県ホームページより「雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド(申請者向け)」をご覧ください。

[総合トップ](#)→[くらし・環境](#)→[まちづくり](#)→[河川整備・水防災](#)→[各種許可申請についてはこちら](#)→[特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可](#)

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

施工にあたっての注意点

○位置等の変更

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更することはおやめください。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要です。

- ㊦オリフィスの大きさ(径)の変更 ⇒ 小さくすることも不可
- ㊧オリフィス管底の位置(レベル)の変更
- ㊨表面調整池の場合の地盤レベルの変更
- ㊩建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
- ㊪集水区域の変更(例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所(集水区域境界)の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など)

○出来形の管理

貯留施設として駐車場等の地盤面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ(出来形)が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要となります。(完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性があります)

○地下埋設物の出来形管理

地下埋設部の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要となります。

完了検査にあたっての注意点

○完了検査は、雨水貯留浸透施設について、申請書の内容及び申請図面通りに設置されているかを現地で確認するものです。

<現地確認可能なもの>

雨水貯留浸透施設の寸法等を確認します。

<現地確認不可能なもの(地下埋設物)>

地下埋設式の雨水貯留浸透施設等で、現地確認不可能なものについては、施工時の写真によって確認します。

なお、確認ができない場合は、検査完了になりません。

写真の撮影にあたっては、必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこみ、不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影してください。(撮影例P. 3)

～検査の流れ～

①説明

申請書の副本に基づき、机やテーブル等に紙面を広げて、全体の概要、雨水貯留浸透施設及び排水計画等について説明してください。

②雨水貯留浸透施設等の確認

雨水貯留浸透施設等について、現地もしくは写真を確認します。現場の案内や寸法の測定等をお願いします。

③標識の確認

標識の設置予定位置について説明・案内してください。

④講評

検査の結果、問題がなければ、検査済証を交付します。

検査の結果、問題がある場合は、是正の指示を行います。是正後、再度検査を実施し、問題がなければ、検査済証を交付します。

【その他】

検査日程の調整状況等を踏まえ、遠隔臨場(検査員が現地に赴かず、オンライン会議等を活用して、工事の状況を確認・検査する方法)により検査を実施する場合がありますので、予めご了承ください。

次ページ以降、検査についての詳細→

○検査内容・方法の詳細

～検査の流れ～「②雨水貯留浸透施設等の確認」について

【開発区域内の集水に関する事項】

- 開発区域内の雨水が適切に雨水貯留浸透施設へ集水されるか確認します。
 - ・土地の勾配によって、側溝や集水柵に雨水が集水されるか。
 - ・側溝には勾配がつき、雨水が流れるようになっているか。
 - ・側溝の敷高が貯留施設の計画高水位以上となっているか。
 - ・建物からの雨水管が排水経路へ適切に接続されているか。
 - ・隣地境界部はブロックを立ち上げるなどして、雨水が直接流出しないようになっているか。
 - ・敷地出入口について、横断側溝や勾配調整で敷地外に雨水が直接流出しないようになっているか。

【雨水貯留浸透施設に関する共通事項】

- 施設の寸法が申請図面通りであるか、測って確認します。
 - ・施設の延長、幅、高さは申請図面と合っているか。
 - ・流入管、放流管、オリフィスの位置や寸法は申請図面と合っているか。
(オリフィスの位置は計画高水位以下となる)
- 施設の計画高水位がどの位置になるか確認します。
- オーバーフロー管がある場合は、施設の計画高水位より上に設置されていることを確認します。

【貯留施設に関する事項】

- 施設内に容量を阻害するものがないか確認します。(特に多目的利用がある場合は注意する)
- 施設底面に、排水を速やかにするための勾配が設けてあるか確認します。
- 吐口が放流先に接続されていることを確認します。

【浸透施設に関する事項】

- 施設が地下水位から50cm以上離して設置されているか測って確認します。
 - ・施設の設置高は申請図面通りになっているか。

【地下埋設物に関する事項】

□地下埋設物で、施設内に入ることが可能な場合は、内寸を実測して確認します。

□施設の寸法を測ることができない場合は、施工時の写真によって確認します。

□地下ピットの場合、施設の構造について確認します。

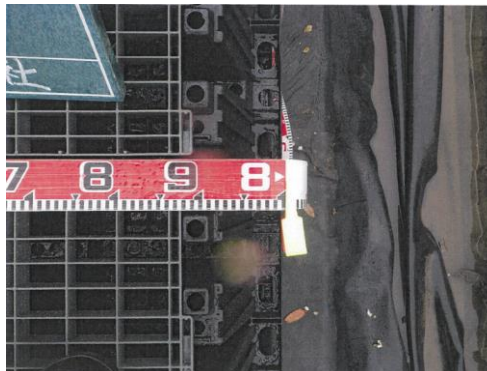
- ・各ピット間で水が適切に移動できるか。
- ・各ピットの計画高水位以上に通気口があるか。(空気が抜ける穴がないと水を貯留できない恐れがある)

※地下埋設物の施工時写真撮影例(施設の寸法の確認)

<全景> 施設の全体を測っている様子がわかるように撮影してください。



<近景> 始点、終点や目盛の数字がわかるように撮影してください。



【放流先への排水に関する事項】

- 放流管と放流先の水路等との高さを確認し、適切に排水できるか確認します。
- フラップゲートの計画がある場合、設置の有無を確認します。
- ポンプ排水の場合、ポンプの仕様が許容放流量内であるか確認します。

埼玉県 県土整備部 河川砂防課